

**【表紙】**

|                       |                                      |
|-----------------------|--------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>         | 内部統制報告書                              |
| <b>【根拠条文】</b>         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                   |
| <b>【提出先】</b>          | 関東財務局長                               |
| <b>【提出日】</b>          | 平成23年6月30日                           |
| <b>【会社名】</b>          | 株式会社トーカイ                             |
| <b>【英訳名】</b>          | TOKAI Corp.                          |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>     | 代表取締役社長 小野木 孝二                       |
| <b>【最高財務責任者の役職氏名】</b> | 該当事項はありません                           |
| <b>【本店の所在の場所】</b>     | 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地                     |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>     | 株式会社東京証券取引所<br><br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長小野木孝二は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえて、評価対象とする内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、重要性が僅少である事業拠点（子会社等）を除き全ての事業拠点について評価の対象といたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価を踏まえ、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選定し、それらの事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上」「仕入」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案し、見積りや予測をとまなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長小野木孝二は、平成23年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。